

**建築士、建築士事務所の開設者等を対象とする講習の指定について  
(知事指定講習制度の創設)**

**〔知事指定講習制度を創設しました〕**

この度、「建築物の設計、工事監理に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所の業務の適正化を図り、県民の利益の保護と建築物の質の向上に寄与すること」を目的として、建築士法に基づく法定団体（建築士会、建築士事務所協会）が実施する研修で、特に受講促進を図ることが有益であるものを知事指定講習として位置付ける【知事指定講習制度】を創設いたしました。（H25.10.16 制定）

**〔各種講習・研修の位置付けについて〕**

現行の建築士法において、建築士等を対象とする研修や講習は、主に以下のとおり分類されます。

- 1) 建築士法に基づき受講義務のある講習（下図 の講習）
- 2) 建築士法に基づく受講義務はありませんが、法定団体（建築士会及び建築士事務所協会）が建築士法に基づき実施する研修（下図 の研修）

知事指定講習としての位置付け

法定団体（建築士会、建築士事務所協会）に実施義務のある研修（ の研修）で、奨励すべき講習を知事指定講習として位置付けし、受講促進を図ることとします。

現行法での各種講習や研修の位置付け		
対象者	講習/研修の種別	
建築士事務所 に所属	開設者	【任意】 開設者向け研修会
	管理建築士	【法定】：生涯1回受講 管理建築士講習      【任意】 管理建築士向け研修
	所属建築士	【法定】：3年に1回受講 建築士定期講習
全ての建築士	【任意】 建築士向け研修	

受講を奨励すべきものを【知事指定講習】に位置付け

**留意点**

知事指定講習に位置付けられた講習は、受講義務は発生しませんが、「建築物の設計、工事監理に必要な知識及び技能の向上並びに建築士事務所の業務の適正化」のために有益な講習であるため、積極的な受講に努められますようお願いします。

実際の指定にあたっては、主催者である法定団体の申請により、それぞれの研修会毎に指定を行うこととなっておりますので、受講される研修や講習が知事指定講習であるかの確認は、それぞれの研修会毎に主催者にご確認くださいようお願いします。